

一般廃棄物処理基本計画改定 第1回専門部会
平成 26 年 12 月 8 日
資料 1 - 2

神戸市一般廃棄物処理基本計画（第4次）これまでの取り組み

これまで、本計画に基づき、市民・事業者のご理解・ご協力によりさまざまな減量・資源化のための取り組みをおこなってきた。

1. 循環型社会構築のための基盤づくり

①地域説明会

ごみ問題に「気づき、考え、行動する」きっかけづくりとして、ごみの減量・資源化やごみ出しのルールなどについて市民に理解度を深めていただくための地域住民説明会を開催している。

②ワケトンサポーター（※P19）

小学生・保護者、地域代表者との協働で子ども目線から分別の徹底・排出マナーの向上を呼びかけている。

③ふれあいごみスクール（※P20）

小学4年生の社会科の授業の一環として職員の出張授業を行っており、平成25年度までに18万人以上の市民が参加している。

2. 2R（リデュース・リユース）の推進

①レジ袋削減の取り組み（※P21、23）

西区・北区をモデル地区として、食品スーパー事業者と神戸市地球環境市民会議と市との三者でレジ袋無料配布中止の協定を締結している。10事業者99店舗と協定を締結している。

②燃えるごみ減らそうトライやる（※P21、23）

平成25年度に家庭で燃えるごみの減量に取り組み、重さを計測することで、効果を実感しながら2Rの大切さについて考えてもらう事業を実施。約1,000世帯が参加した。

3. 再生利用（リサイクル）の推進

①容器包装プラスチックの分別収集（※P27、29）

平成23年度より、容器包装プラスチックの分別収集を全市で実施しており、その広報・啓発を実施している。資源物としての回収を重点に周知した結果、排出・選別状況ともに良好であり、品質調査結果（破袋度・容器包装比率）では毎年最高ランクのAランクとなっている。

②資源集団回収、雑がみの資源化（※P32～34）

資源集団回収の回収量の増加をめざして、資源集団回収情報のHP掲載による周知や、助成事業を継続して行ったほか、「雑がみ」の出し方を広報紙やチラシなどで積極的に広報し資源化に取り組んでいる。

③資源物の持ち去り行為の禁止

クリーンステーションに出された缶・びん・ペットボトル、金属類などの資源物を持ち去る行為を平成 26 年 10 月から禁止している。

4. 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

①排出ルール徹底（※P 35）

区分ごとの指定袋によって排出するルールを徹底するための指導・啓発に努めており、クリーンステーションの美観やマナーが向上している。

②環境負荷の低減に配慮した施設の整備等（※P 36～38）

ごみの収集・処理については適正かつ衛生的に処理するとともに、ごみ焼却に伴うごみ発電をおこない電気事業者に売電や、クリーンディーゼルパッカー車の導入を積極的に進めるなど、環境負荷の低減に十分配慮した取り組みをおこなっている。

また、平成 29 年度には、ポートアイランドでの第 11 次クリーンセンターの稼働にともない、東クリーンセンター、西クリーンセンターの 3 焼却施設体制に移行予定であるが、3 つのクリーンセンターへの効率的・安定的な焼却処理を実現するためのシステムやルールづくりが必要となってくる。

※平成 25 年度版「年次レポート」掲載ページ